

第3編 地震災害予防計画

第1章 基本方針

第1節 地震災害予防計画の基本方針

地震災害に対して町民の生命・財産の安全を確保するための予防対策は大別して「地震に強いまちづくりのための計画」、「地震に強い人づくりのための計画」及び「迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置」の3つに区分できる。

このうち「地震に強いまちづくりのための計画」は、災害防止のための施設整備等のハード施策であり、「地震に強い人づくりのための計画」及び「迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置」は、地震の発生に備え、被害を最小限とするために事前に措置すべきソフト施策である。

1 地震に強いまちづくりのための計画

地震に強いまちづくりのための計画は、地震が発生したとしても被害を最小限に止めるための計画である。主な内容は以下のとおりである。

- (1) 地震被害の未然防止計画
- (2) 津波被害の防止計画
- (3) 防災環境の整備計画
- (4) 建築物の地震予防計画
- (5) 危険物等災害予防計画
- (6) 地震防災緊急事業五箇年計画の推進
- (7) 防災研究の推進に関する計画

2 地震に強い人づくりのための計画

防災訓練、防災知識の普及・啓発活動、消防団・自主防災組織の育成・強化事業を通じて、防災機関職員や町民の防災行動力を向上させ、地震に際して適切な行動がとれるようするための対策である。

主な内容は以下のとおりである。

- (1) 地震知識の普及・啓発に関する計画
- (2) 防災訓練実施計画
- (3) 自主防災組織育成計画
- (4) 災害時要援護者安全確保計画

3 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置

迅速かつ円滑に災害対策を実施するのに必要な活動体制・活動条件の整備や物資等の整備に関する事前対策で、町及び防災機関における事前措置計画である。

- (1) 初動体制の強化
- (2) 活動体制の確立
- (3) 個別応急対策の迅速化かつ円滑な実施のための事前措置の充実